

必携 用地補償実務便覧 2015

補足説明

P.246（注2）につきまして、契約金額が1,000万円以下の場合も含めて記載すると以下のとおりとなります。

（注2）平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び請負契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減税額」の金額となる。（租税特別措置法第91条）

契 約 金 額		軽減税額
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	1 千円
500万円超	1,000万円以下	5 千円
1,000万円超	5,000万円以下	1 万円
5,000万円超	1 億円以下	3 万円
1 億円超	5 億円以下	6 万円
5 億円超	10億円以下	16万円
10億円超	50億円以下	32万円
50億円超		48万円